

令和3年第18回臨時会

江東区教育委員会会議録

令和3年10月8日（金）

江東区教育委員会

令和3年第18回江東区教育委員会臨時会会議録

- 1 開会年月日 令和3年10月8日（金）午前10時00分
- 2 閉会年月日 令和3年10月8日（金）午前10時30分
- 3 開会場所 教科書センター（江東区教育センター内）
- 4 出席委員 本多健一朗（教育長）、進藤孝（教育長職務代理者）、眞貝裕利子、鈴木清人、本田和恵
- 5 出席職員 杉村教育委員会事務局次長、
池田庶務課長、半田学校施設課長、太田整備担当課長、
大町学務課長、飯塚指導室長（教育センター連絡調整担当課長兼務）、
守屋教育支援課長（教育センター所長兼務）、河野地域教育課長、
棚瀬江東図書館長
- 6 報告事項
- (1) 新型コロナウイルス感染症の対応について
 - (2) 「江東区立幼稚園の今後のあり方に関する基本方針」及び実施計画の改定について
 - (3) 区立もみじ幼稚園・小名木川幼稚園の廃園について
 - (4) 江東きっずクラブ（児童館内）の指定管理者の指定について
- 7 審議概要
- 本多教育長 それでは、ただいまより、令和3年第18回江東区教育委員会臨時会を開会いたします。
- 本日の会議録署名委員を御指名いたします。眞貝委員、鈴木委員にお願いいたします。
- それでは、報告事項に入ります。
- 報告事項1 新型コロナウイルス感染症の対応についてを事務局より説明願います。

杉村事務局次長 それでは、私から、新型コロナウイルス感染症の対応について御報告申し上げます。

資料1を御覧願います。こちらの表は、令和2年度以降の新型コロナウイルス感染症に係る学校運営に関する通知を時系列に掲載したものでございます。

恐れ入りますが、3ページをお開き願います。9月21日から通常の授業時間とすることについての通知を第二十九報で、また、緊急事態宣言が9月30日をもって解除されたことに伴う区立学校園の運営につい

ての通知を第三十報としてそれぞれ行いましたので、記載の追加を行つております。

4ページをお開き願います。こちらが第二十九報でございます。第二十九報におきましては、区内の児童生徒における新型コロナウイルス感染者数の動向を踏まえ、小学校・中学校・義務教育学校につきましては、9月21日から通常の授業時間で、幼稚園につきましても、通常の保育時間とし、弁当を再開するといったしました。

2の学習活動等については、登校が不安な児童生徒に対しましては出席停止扱いとし、オンライン授業が受けられるようすることや、授業は学級単位で行い、教室の移動、少人数指導は実施せず、学級単位の教員によるチームティーチング等を行うとともに、例示を挙げて飛沫感染の可能性が高い学習活動は行わないよう徹底するとしています。また、休憩時間につきましては、学年、学級等で時間差や使用場所を分散するなど、3密を避けることとし、校外での活動につきましては中止するとしています。

3の部活動につきましては、全ての部活動を中止するとしてございます。

4の児童の居場所の確保につきましては、南陽・豊洲幼稚園の預かり保育のうち、登録利用については通常どおり、一時利用については可能な限り利用を控えるよう要請するとしてございます。また、(2)で、江東きっずクラブにつきましては、B登録は運営を継続し、A登録は引き続き休止といたしますが、就労等により自宅での生活が困難な場合は受入れを実施するとしてございます。

5のその他につきましては、学校施設開放は中止とし、(2)で、土曜・放課後学習教室は、感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い場合は中止、(3)で、地域学校協働活動については、緊急事態宣言の期間中は原則中止としてございます。

続きまして、6ページをお開き願います。こちらは9月29日に通知をいたしました第三十報でございます。第三十報は、東京都に発令されていた緊急事態宣言が9月30日をもって解除されることに伴い、それ以降の区立学校園等の運営について通知を行つたものでございます。

1の学校の運営につきましては、感染症対策を徹底しながら運営を継続するとし、(2)におきまして、園児・児童・生徒、保護者及び教職員の健康観察、発熱・風邪症状がある場合等に学校園へ報告の上、登園・登校控えること、この2点について再度周知し、徹底を図ることとしてございます。

2の学習活動につきましては、(1)で、第二十九報による活動制限を解除し、「江東区立学校感染症予防ガイドライン 令和3年度第1版」に沿って学習活動を実施するとし、(2)で、特別支援教室の巡回指導につきましては、感染症対策を徹底しながら個に応じて適切な指導を実

施するとしてございます。学校公開、授業参観につきましては、（3）で、保護者のみを対象とし、オンラインでの開催としてございます。また、移動教室、修学旅行につきましては、（4）で、感染症対策を徹底した上で実施するとしてございます。

3の部活動につきましては、別紙通知のとおり、感染症対策を講じた上で再開するといたしました。

4の児童等の居場所の確保につきましては、区立幼稚園につきましては、にこにこたいむを再開し、南陽・豊洲幼稚園の預かり保育につきましても、登録利用及び一時利用のいずれも通常の運営とすることといたします。また、（2）で、江東きっずクラブにつきましては、B登録の運営の継続と、A登録につきましても10月1日から運営を再開するといたしました。

5のその他につきましては、学校施設開放を再開し、土曜・放課後学習教室、それから、地域学校協働活動につきましては、感染症対策を徹底した上で実施するとしてございます。

第二十九報及び第三十報の通知内容につきましては、以上でございます。

次に、8ページをお開き願います。こちら、8ページ、9ページには、9月29日に江東区新型コロナウイルス対策本部が開催されて決定いたしました緊急事態宣言解除後の区の対応であり、区の対応といたしましては、2の全般的な方針として、緊急事態宣言解除及び都のリバウンド防止措置に準じ、基本的な感染防止対策を徹底しつつ区施設等の運営を行うとしてございます。

具体的な主な措置事項につきましては、3に記載のとおりでございますが、（1）で、イベントや会議につきましては、国や都の通知、ガイドラインに準じ、感染拡大防止に万全を講じた上で実施するとし、文化観光展示施設は通常開館時間、区の施設の貸出しは21時まで、学校、保育園、図書館などの各施設の運営等につきましては、（4）から（10）に記載のとおりとなってございます。

恐れ入りますが、3ページにお戻り願います。学校園、きっずクラブでの新型コロナウイルス感染症の発生状況についてでございますが、10月5日現在、記載のとおり、小学校42校、中学校20校、幼稚園2園、きっずクラブ20室。感染者数は、児童生徒139人、教職員等91人となってございます。発生した各校では、濃厚接触者が特定された後は、一定期間の休業や休室、学級閉鎖、濃厚接触者の出席停止等の措置を講じてございますけれども、ここ1週間は大分落ち着いたような、人数もほとんど1人、2人という状況となってございます。

私からは以上でございます。

本多教育長 本件について、質疑願います。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

本多教育長 では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項2 「江東区立幼稚園の今後のあり方に関する基本方針」及び実施計画の改定についてを説明願います。

大町学務課長 資料2－1をお願いいたします。区立幼稚園のあり方の見直しにつきましては、本委員会において適宜検討の進捗状況を御報告してきましたが、このたび「江東区立幼稚園の今後のあり方に関する基本方針」及び実施計画の改定案をまとめましたので、こちらの資料で概要を御説明させていただきます。

1の改定の目的ですが、平成30年に策定した基本方針を、2に記載してございます区立幼稚園児数の新たな将来推計に基づいて改定することとし、あわせて、令和元年度から始まった幼児教育・保育の無償化や、区内保育所待機児童数の減少といった環境の変化を適切に反映させることといたしました。

続いて、3の区立幼稚園が果たすべき役割については、区立幼稚園だけにとどまらず、江東区全体の就学前教育を充実させるため、また、幼児期の教育センターとしての役割を区立幼稚園が果たすために、①から④までの取組を確実に行ってまいります。

4の今後の方向性につきましては、前回までの委員会において御報告差し上げた内容とおおむね変更ありませんが、このうち、(4)の認定こども園への転換につきましては、区内保育所待機児童数が大幅に減少し、今後についても大幅な増加が見込まれないことから、検討を取りやめることとしております。

2ページをお願いいたします。5の実施計画は、改定後の基本方針に基づきまして、令和8年度までの具体的な対象園や実施時期を計画化するもので、今回新たに御報告する内容となります。

表の左側より、(1)の3歳児保育及び預かり保育については、現在実施園のない城東地域のおおむね中央部に位置し、保育室が6室と多く、平成30年度には大規模改修を完了しているなでしこ幼稚園で令和5年度から3歳児保育を開始いたします。ただし、現在3歳児保育を実施している南陽幼稚園、豊洲幼稚園で行っているような長時間の預かり保育については、当該地域において保育所待機児童が見込まれないことから実施をしないものとします。また、他の園につきましては、今後の園児数の推移等を踏まえ、私立幼稚園と連携しながら実施の検討を行ってまいります。

続いて、(2)の適正配置についてですが、見直し後の将来推計値を踏まえ、既に廃園が決定している4園に加え、令和6年度末に第一亀戸幼稚園、7年度末に東砂幼稚園、8年度末には大島幼稚園を順次廃園といたします。これらの園の選定に当たりましては、他の区立・私立幼稚

園等の立地、保育室数や施設の状況、在園児数や今後の幼児人口の状況等を総合的に勘案いたしまして決定しているところでございます。

また、（3）に記載のとおり、就学前教育の充実に向け、私立幼稚園との連携を強化するとともに、必要な支援についても検討してまいります。

見直し案の概要はただいま御説明したとおりですが、資料2-2が方針の改定版の案となっておりますので御覧ください。

表紙を1枚おめくりいただきますと目次が御覧になれます、構成については改定前の方針をおおむね踏襲しております。

3ページから6ページ目までの区立幼稚園の現況では、園児数や子どもの通園等の状況、区内保育所待機児童数などについて、表やグラフを多く用いることで区立幼稚園の園児数減少の要因等が分かりやすくなるよう努めました。

7ページは区立幼稚園児数の将来推計で、長期計画の人口推計と直近の通園状況等に基づいて見直しを行いました。

また、8ページと9ページの区立幼稚園が果たすべき役割については、先ほど概要でも触れましたけれども、幼稚園教育要領や、本区の「就学前教育スタンダード」、そして、「教育推進プラン・江東（第二期）」に記された就学前教育の推進や保幼小中連携の中心的な担い手として、区立幼稚園が私立幼稚園や認定こども園、保育所へ働きかけを行っていくための取組、具体的に言いますと、合同研修会や情報交換会、あるいは保育実践事例の紹介といった取組について、区立幼稚園長会とも検討を重ねました上で、できるだけ具体的に明記をしたところでございます。

これらを踏まえた今後の方向性が10ページ以降となります。3歳児保育及び預かり保育、適正配置、私立幼稚園との連携の3項目について基本方針を示すとともに、認定こども園への転換については取りやめることを記載しております。

そして、14ページ目からは実施計画編として、令和8年度までの具体的な計画をこれまでの取組とも併せて掲載をしております。内容については、先ほど概要で御説明したとおりですので、詳細については後ほど御参照ください。

大変恐れ入りますが、資料2-1にお戻りいただき、2ページ目の6、今後の予定を御覧ください。本日の教育委員会と、週明け10月11日の文教委員会での報告の後、おおむね10月下旬から廃園対象園の保護者や地元の町会等へ御説明を行ってまいります。また、12月には、今回の改定案に対する区民の意見募集を行いたいと考えております。

本件については、以上でございます。

本多教育長 本件について質疑願います。

鈴木委員　区立幼稚園の園児数の減少の要因というのが書いてありますけれども、保育園の数が増えて待機児童が減ったのが大きい要因ですが、保育料の無償化のこととかなり大きいんじゃないのかなと思うんですけれども、今後、これを見ると、どんどん減っていくので区立幼稚園は廃園にしていくという方向ですけれども、その辺のところと、それから、もう一つは、廃園していくと、職員さんだと保護者だとか、いろんな関係者がいらっしゃると思うんですが、そこに対する影響というか、対応はどのようにお考えですか。

大町学務課長　まず初めの御質問の園児数の減少において、幼保無償化の影響がどの程度あるのかというお尋ねかと思いますが、令和元年度に始まったことですけれども、その部分を明確に何人というふうに分析することはなかなか困難でございますけれども、やはり3歳から5歳までのお子さんについては、保育園または幼稚園いずれの場合も保育料が無償ということになりましたので、その影響は今後特に濃く現れてくるのではないかと考えております。

保育園はやはり1歳、2歳というところから入園をしているケースが多いので、それが3歳、4歳になったときに、幼稚園ではなくて、そのまま保育園のほうに在園し続けるという形で今後影響が特に現れてくるのではないかと認識しております。

次の、職員と保護者への廃園に関する影響でございますけれども、まず幼稚園の教諭につきましては、現在、定数82に対して85の現員がいるわけですけれども、これが廃園計画、あるいは3歳児の実施に伴いまして、今後やはり見通しとしては数が減少してまいります。今回、8年度までの計画を策定しているわけですけれども、令和9年度には、この定数が単純計算でいくとおおむね55という形になってまいります。方針の計画には掲載しておりませんが、併せて職員のシミュレーションといったものも所管課としては実施をしておりますが、この定数の減少に対して、幼稚園教諭については普通退職者が平均的に五、六名いるということをございまして、大きく現員があふれるというところまでは見込んでおりませんけれども、実際に今、定員の適正化と併せて、他区との交流ですか、あるいは現在豊洲幼稚園、南陽幼稚園で行っている預かり保育、これは今、会計年度任用職員が行っていますけれども、現員が増えた場合には、そうした部分も正規の教員に担わせるといった対応で適正化のほうは図ってまいりたいと考えております。

また、保護者の方への影響ですけれども、今回廃園を決定した3園につきましては、一番早いもので令和6年度末の廃園となっております。先ほどお伝えしたように、今後速やかに在園児、あるいは来年度入園を予定される保護者への説明会を行いまして、丁寧な御説明の上、ある程度期間を設けることで、こちらのほうも対応をしていきたいと考えてお

ります。

本多教育長 よろしいでしょうか。

鈴木委員 はい。

本多教育長 ほか、いかがでしょうか。

進藤委員 今、私立幼稚園の無償化に伴って、ほとんど経済的な格差がなくなつたということなんですか? これを見ますと、私立幼稚園のほうは区立幼稚園に比べると園児数が約3倍ぐらい多いんです。私立幼稚園は、それなりに私立の特色といいますか、バスの送迎ですとか、いろんなことで便宜を図ってこどもたちを集めようとしていると思うんです。それで、このままの数字でいくと、どんどん区立幼稚園がなくなってしまうんじゃないかなという危惧もありますので、私はこども園化というものに非常に1つの方向性を見ていたんですけども、こども園化はもうやめるということで、じゃ、未来として幼稚園のあり方を本当にこれから考えないと、消滅してしまうんじゃないかなという気がするんですけども、その辺はどうでしょうかと思います。

大町学務課長 区立幼稚園からの認定こども園化につきましては、先ほど御説明したとおり、区内待機児童数の大幅な減少に伴いまして、新たに既成市街地等に認定こども園を整備することは、保育園の定員のほうが中長期的に見込める施設として認可を行うことが難しいということで、検討を取りやめることとしたところです。

一方で、区立幼稚園の今後のあり方につきましては、先ほど方針の改定案の中で御覧いただきましたけれども、やはり教育委員会直轄の区立幼稚園として、教育要領、あるいは「就学前教育スタンダード」、これらを体現して、なおかつ私立幼稚園や保育所に向けてこれらを発信していく幼児期の教育のセンターとして、やはり存在を示していく必要があると考えております。

今回廃園を3園追加いたしましたのも、やはり今までのままで3歳預かりを実施している豊洲幼稚園、南陽幼稚園を除いてはかなり小規模化してしまって、本来の教育活動といったものがなかなか実践できないようなかなり小規模な園になってしまふということもありまして、なでしこ幼稚園では3歳を実施するんですけども、他の園についても園児数を保ち、活力のある運営をし、その上で、そこで得られた実践をほかへも伝播していくような施設として区立幼稚園を残していくたいと考えまして、改定をしたところでございます。御理解いただきますようお願いいたします。

本多教育長 よろしいでしょうか。

進藤委員 はい。

本多教育長 ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

今、進藤委員からもありましたけれども、学務課長から答弁したように、区立幼稚園が全てなくなるということではなくて、果たすべき役割のところで整理をさせていただきましたけれども、区立幼稚園が果たすべき役割は十分あるだろうと思っていますし、今、全国的にも幼児教育については注目されているところがあります。非認知能力を育てるとか、そういった部分ではかなり重要な役割を果たしておりますと、文部科学省においても、今、幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会というものが設置されていて、どうやってその接続をうまくしていくかということと、幼児教育の重要性というのが検討されております。

先ほど来話が出ているように、本区においてはそれに先駆けて「就学前教育スタンダード」をつくるっておりますので、その中心的役割として公立幼稚園が果たすべき役割は非常に大きいものだと思っておりますので、今回、残念ながらこのような形で閉園する園が計画として出てきておりますけれども、区内全域の幼児教育の質を上げていくためには公立幼稚園の果たす役割は大きいと思っていますので、そういった部分でどう残していくかということもよく考えていく必要があるかなと思っておりますので、そこは丁寧にやっていきたいと思いますし、学務課長から話があったように、今後の予定のところでもありました、保護者、地域に対して丁寧に説明をしていくことが大事かなと思っておりますので、その辺のところもしっかりと進めていきたいと思っております。

鈴木委員 ちょっといいですか。

今、教育長がおっしゃったとおりで、僕としては、区立幼稚園がどんどん毎年1つずつ減っていく、人気がないから下がっていくのかというふうにも見られるんですけども、今後は公立の強さみたいなものを逆にPRして、小学校と中学校と幼稚園の連携をして、私立では逆にできないですよということを特徴として、先駆けて中身で勝負したらどうかと思うんです。例えば幼稚園のデジタル教育とか英語教育とか、そういうものを小学校の先生とかと連携してちょっと入れていくという、これはさすがに幼小中だと、一体校じゃないけれども、イメージとしては背骨が通っているなというのを新しく検討していただきたいなというのを要望します。

本多教育長 今、鈴木委員からあったようなこと、大きな枠組みとしては重要なこ

とで、幼稚園、小学校、中学校で接続がある、ましてや、先ほど学務課長からもありましたけれども、教育委員会が管轄しているということがありますので、そこは適切にやっていく必要があるだろうと思います。しかしながら、教育を前倒しでやっていくのかといった部分については様々な考え方もありますので、私立幼稚園は私立幼稚園なりの特色が当然あります。公立幼稚園は公立幼稚園のよさがありますので、そこをうまく生かしていくこと、それから、区内全体の幼児教育を支えていく重要な役割になるということをうまく踏まえながら、先ほど来各委員からいただいた御意見も生かしながらしっかりと前に進めていきたいなと思っています。

それでは、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項3 区立もみじ幼稚園・小名木川幼稚園の廃園についてを説明願います。

大町学務課長 資料3をお願いいたします。先ほど御説明を差し上げました「幼稚園の今後のあり方に関する基本方針」における実施計画の今回の改定におきましても、既に廃園を予定しております4園については見直しを行っていないところです。そのため、もみじ幼稚園と小名木川幼稚園につきましては、本年度、令和3年度末をもって廃園とするため、区議会第4回定例会に条例改正の議案を提案し、廃止の手続を進めてまいります。

それぞれの施設概要は2に記載のとおりですけれども、3の施設の跡地利用につきましては、もみじ幼稚園については、府内の区有財産利活用検討部会において現在検討中、小名木川幼稚園については、令和6年度より予定されております小学校の改築工事において、日影規制等の法令適合に当たりまして、本園の敷地も利用する方針となっているところでございます。

簡単でございますが、本件については以上でございます。

本多教育長 本件について質疑願います。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

本多教育長 では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項4 江東きっずクラブ（児童館内）の指定管理者の指定についてを説明願います。

河野地域教育課長 恐れ入ります。資料4をお願いいたします。江東きっずクラブを併設する亀戸児童館につきましては、現在、指定管理者制度による運営をしてきているところでございますけれども、令和3年度末をもちまして、現在の指定期間が満了となります。よって、現在、こども未来部におきまして、新たに公募により事業者を募り、選定手続を進めてまいりました。

事業者側としましては、指定管理者として受託する亀戸児童館の運営業務について、その業務内容の1つにきつずクラブの運営業務が含まれるというものになります。

事業者の選定につきましては、8月末開催の「公の施設に係る指定管理者選定評価委員会」におきまして推薦候補者が決定いたしましたので、本日はその御報告をするというものでございます。

1に記載のとおり、指定管理者候補者としまして、社会福祉法人雲柱社を選定したものでございます。

2の指定期間につきましては、令和4年4月1日からの5年間となります。

2ページ以降につきましては、参考としまして、今回の指定管理者指定期間における選定の経緯及び結果を載せてございますので、後ほど御参照いただければと思ってございます。

説明は以上です。

本多教育長 本件について質疑願います。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

本多教育長 それでは、本報告を終了いたします。

以上をもって、令和3年第18回江東区教育委員会臨時会を閉会いたします。ありがとうございました。